

## 記載例

## 確 約 書

平成30年 4月 1日

↑申請書提出日

土地所有者 住所 菊川市加茂4905番地の2

氏名 菊川 一 朗 ㊞

転用関係者 住所 島田市中心町30番地の1

(転用者) 氏名 大井川 太 郎 ㊞

転用関係者 住所 菊川市加茂4905番地の2

(耕作者) 氏名 菊川 二 朗 ㊞

大井川右岸土地改良区 理事長 あて

## ↓農地法条文

土地改良事業受益地区内の下記農地について、農地法第5条第 項第 号の規定による許可申請（届出）をいたしたいが、貴土地改良区地区除外等処理規程第3条の規定により下記事項について確約いたしますので、意見書（受理証明書）を交付願います。

## 1 転用しようとする土地

市	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	土地所有者 住所・氏名	転用関係者(耕作者) 住所・氏名
菊川市	加茂	山東	357-1	田	280	菊川市加茂4905番地の2 大井川 一朗	菊川市加茂4905番地の2 大井川 二郎
菊川市	加茂	山東	358-2	田	8 24	菊川市加茂4905番地の2 大井川 一朗	菊川市加茂4905番地の2 大井川 二郎
合計			2筆		288 24		

## 2 確約事項 ↓下記、「確約事項」は、必ず土地所有者、転用者共に確認し、承諾願います。

- 転用農地の地域内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあつては、従来の効用を害しない範囲において転用者が付替工事を土地改良区の指示する期間内に施工する。
- 転用農地の地域内又はこれに隣接する農業用施設について、転用者の責に帰すべき、き損のときは転用者において復旧する。
- 土地改良法第42条第1項による場合（除斥しない）の組合員としての権利義務は、転用者が一切を継承する。
- 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済金は、土地所有者が下記のとおり履行する。  
(イ) 必要となる決済金 一金 31,418円也 ←平成27年度は、109円/1㎡あたり。  
(ロ) 納期限及び納入方法 土地改良区の指示に従う。
- 転用者は、工事より生じる廃液等は農地に被害を生じないよう転用者に於いて措置する。
- 転用者は、建造物が付近農地に対して日照・通風等の被害を最小限に留めるように配置する。
- 転用者は、農業施設及び農地には汚物等を投入・流入しない。
- 現に施工中の土地改良事業又は将来施工する土地改良事業に支障を与えないよう協力する。